

# 資料1

## 未就学児に係る均等割額の減額による影響

令和3年度当初賦課分より未就学児の均等割額減額による影響額を試算

R3.6.30現在（単位:円）

	人数 ①	当初賦課 軽減額	軽減後 当初賦課額	今回軽減額 ②	影響額 ①×②	国（1/2）	県（1/4）	市（1/4）
7割軽減	71	17,850	7,650	3,825	271,575	135,787.50	67,893.75	67,893.75
5割軽減	40	12,750	12,750	6,375	255,000	127,500.00	63,750.00	63,750.00
2割軽減	49	5,100	20,400	10,200	499,800	249,900.00	124,950.00	124,950.00
軽減なし	136	0	25,500	12,750	1,734,000	867,000.00	433,500.00	433,500.00
課税限度額到達	11	0	25,500	0	0	0.00	0.00	0.00
未就学児計	307				2,760,375	1,380,187.50	690,093.75	690,093.75

※令和3年度末時点で6歳…61人、5歳…49人、4歳…59人、3歳…50人、2歳…40人、1歳41人、0歳7人、計307人

※課税限度額に達している世帯については、今回の制度改正による均等割額の軽減の影響はないものとした